

熱海市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第18号

熱海市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

熱海市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年熱海市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名・押印」を「記載」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。